

平成 25 年 第 3 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 25 年 3 月 18 日 月曜日 午後 3 時 30 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 9 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1
日程第 2 第 10 号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達について 4
日程第 3 第 11 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について 7
日程第 4 第 12 号議案 行政財産の用途廃止の承認について	... 10
日程第 5 第 13 号議案 足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者の指定の進達について	... 13
日程第 6 第 14 号議案 足立区青少年委員の委嘱について	... 16
日程第 7 第 15 号議案 区政情報の開示決定処分に対する異議申立てに係る教育委員会の決定について	...別紙
日程第 8 教育長報告	
2 報告事項	
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《中村 学校適正配置担当課長》	... 18
開かれた学校づくり協議会第 2 回会長意見交換会実施報告について 《高橋 学校支援課長》	... 20
放課後子ども教室の実施状況と平成 25 年度の方針について 《下河邊 放課後子ども教室担当課長》	... 24
足立区いじめに関する調査委員会設置について 《宮澤 教育指導室長》	... 25
平成 25 年 4 月 1 日付教育管理職異動内示について 《宮澤 教育指導室長》	... 26
学校事故報告について（平成 25 年 2 月分） 《宮澤 教育指導室長》	... 27
子ども・子育て支援新制度の概要について 《永井 子ども家庭課長》	... 29
保育所入所不承諾処分に対する異議申立ての受理について 《永井 子ども家庭課長》	... 33
子育て支援パスポート事業の変更について 《永井 子ども家庭課長》	... 34

足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について（2月末現在）

《鳥山 保育計画課長》... 3 5

ギャラクシティリニューアルオープンについて

《大谷 青少年課長》... 3 6

3 その他報告資料

平成24年度中学生版こども教育委員会のアンケートの集計結果について

[教育政策課] 4 1

足立区立中学生・魚沼自然教室の実施に伴う基本協定書の締結について

[学校支援課] 5 4

第4回あだち子ども百人一首大会の開催結果について

[学校支援課] 5 5

「足立はばたき塾」について

[教育指導室] 5 6

「平成25年度足立区学力向上に関する総合調査」の実施について

[教育指導室] 5 7

「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)」の実施について

[教育指導室] 5 8

「子育てなびフェスタ」の実施報告について

[子ども家庭課] 5 9

行事实施結果・行事实施予定

[青少年課] 6 0

行事实施結果・行事实施予定

[生涯学習振興公社] 6 4

平成25年3月18日

足立区教育委員会

午後 3 時 3 0 分開会

委員長 では定刻になりましたので、ただいまから本年第 3 回足立区教育委員会定例会を開会したいと思います。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立しています。

それでは、これより審議に入ります。

委員長 まず初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に花岡委員、桑原委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

日程第 1、第 9 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 1、第 9 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

委員長 第 9 号議案について、村岡子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭課長、どうぞ。

子ども家庭課長 村岡部長ただいま公務のため会議が長引いております。不在でございますので、私のほうからご説明させていただきます。

9 号議案 1 ページをごらんください。

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。今回、足立区の区立保育園、青井おひさま保育園、千住保育園につきまして変更がございまし

たので、一部改正させていただくところがございます。

青井おひさま保育園は今回新たに設置いたしました。また、千住保育園につきましても、青井おひさま保育園と同じように一時保育の延長を実施するということで改正させていただいているところがございます。2 ページ、3 ページをめくっていただきましたら、その改正前と改正後の記載がございます。

失礼いたしました。3 ページをごらんいただきたいと思っております。

3 ページは改正前は水神橋保育園のみ延長保育、一時延長保育がございましたが、青井おひさま保育園と千住保育園も加えさせていただいたところがございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入りたいと思っております。

第 9 号議案についてご質問、ご意見ありましたら、委員の発言をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですね。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第 9 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採択します。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員一致ということで、挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第 2、第 10 号議案を議題といたします。庶務係長。

庶務係長 日程第 2、第 10 号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

の進達について。

以上。

委員長 これも子ども家庭課長、お願いいたします。

子ども家庭課長 第10号議案説明資料5ページをお開きいただきたいと思います。

25年度の区の組織改正が行われますので、それに伴いまして組織の名称の変更がございます。6ページの改正前、改正後をごらんいただきたいと思います。

改正前、政策経営部政策課長という名称でございましたものが、政策経営部政策経営課長というふうに変更されたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 今の説明がありましたけれども、これより本案の審議に入っていきたいと思います。

第10号議案についてご質問、ご意見ありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質問ありませんか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第10号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達についてを採択いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員挙手であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では次に進みます。次に日程第3、第11号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第3、第11号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について。

以上。

委員長 第11号議案については、鈴木学校教育

部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 それでは9ページをお開きいただきたいと思います。

件名は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、千寿第五小学校と五反野小学校の統合新校改築工事に伴いまして、教育財産の用途廃止をする必要があるので提出するものでございます。

用途廃止する財産及び廃止日でございますが、2の表、記載のとおりでございます。

建物Aから立木、樹木まででございます。

用途廃止年月日は、25年4月1日ということでございます。財産活用課長あて行政財産の用途廃止について協議をすると同時に、取り壊し完了後は資産管理部長あて取り壊しについての通知をするものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ではこれより本案の審議に入りたいと思います。第11号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうからご発言をお願いいたします。これもよろしいですね。

(なし)

ないようですので、意見なしということで、これより第11号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採択いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では次に日程第4、第12号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第4、第12号議案 行政財産の

用途廃止の承認について。

以上。

委員長 この第12号議案についても、子ども家庭課長、よろしく願いいたします。

子ども家庭課長。

子ども家庭課長 第12号議案行政財産の用途廃止の承認についてでございます。お手元の資料10ページから11ページ、12ページでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

公立保育園、足立区立東谷中保育園及び東栗原保育園につきましては、平成27年度より民営化するということになってございます。それに伴いまして、区の行政財産の用途の廃止をさせていただくとともに、25年度にその運営事業者の候補者の決定、26年度に保護者説明会等の実施というふうになってございます。

どうぞご審議、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ではこれより本案の審議に入ります。第12号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いします。これもよろしいですか。ご審議ございませんか。

(なし)

ないですね。ないようですので、意見なしと認め、これより第12号議案 行政財産の用途廃止の承認についてを採択いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ではまた続けて、次に日程第5、第13号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第5、第13号議案 足立区立新

田三丁目なかよし保育園の指定管理者の指定の進達について。

以上。

委員長 第13号議案については、子ども家庭課長また、よろしく願いいたします。

子ども家庭課長 お手元の資料第13号議案でございますが、14ページをごらんいただきたいと思います。

足立区立の新田三丁目なかよし保育園が25年7月から新たに開園いたします。そちらにつきまして、指定管理者制度を導入いたしますので、指定管理者となる候補の団体を審査いたしました。この審査結果についてご報告をするとともに、ご承認いただきたいと思います。

選定方法につきましては、プロポーザル方式でございます。提案書の提出法人につきましては、社会福祉法人4社、株式会社3社、学校法人3社、有限会社1社となっております。このうち、社会福祉法人南流山福祉会を候補のトップに選定させていただいたところでございます。

審査結果等については15ページをごらんいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入りたいと思います。第13号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、また委員のほうからご発言をお願いします。

花岡委員。

花岡委員 いつもですが、15ページ。審査の内容で法人の安定性のところで、今回決まったところが196ポイント。それで、そのほかの法人が224。完全に逆転しているのですが、これは非常に気になるところです。

合計のところでも、そんなに差は40点ぐらいなのですが、安定性のところがちょっと。今後どう判断し、それからこれもどういう指導をしてい

くのかお聞きしたいなと思います。

委員長 保育課長。どうぞ、よろしくお願ひします。

保育課長 ただいまの経営の安定性につきましての審査の中身につきまして、私からご報告させていただきます。

今、委員からご指摘があったところでございますが、これは実はその専門的な分野では税理士の方にそれぞれ評価していただきまして、評価得点の目安として普通というか、通常ですという評価が5割、50点といたしますか、100点満点で50点、それからよいという評価が7割、70点。よりよい80点、大変いい100点という形での評価づけをしていただいたところ、この流山福祉会につきましては、7割ということで、よいという評価で7割評価が基本になってございます。

また、2、3のこの224点は8割評価としてよりよいということで、点数的にはこの形では開きがあるのですけれども、ベースとなる税理士さんの評価におきましては、よいという場合と、よりよいという差で、いずれにしても通常よりはよいということで、経営状態は問題がないというふうに委員の間ではそういう議論が交わされたところでございます。

個別的に、選ばれた南流山福祉会についての専門家のコメントでございますが、自己資本比率と流動比率と固定比率が高い。非常勤職員休業割合が高いのが気になるが営業利益率はよくなっているという好意的なコメントでございます。

以上です。

委員長 花岡委員、いかがですか。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

では私のほうからちょっと、今の問題とまた逆なのですけれども、恐らく法人A、法人Bというのは、その経営の安定性ということが非常に高いということは学校法人等々の中で形態がふえて

いる所かなと思うのですが、そういう経営安定のところは提案書の評価のところでは、保育のサービス等々ではかなり低いですよ。この南流山福祉会とその法人A、法人Bのその保育サービスの内容の20点以上の差というのは、これはどういう保育サービスの評価の上でこのような20点以上の差がついているのでしょうか。

保育課長 よろしいですか。

保育課長 実は、この選ばれた流山福祉会というのは経営状況の点につきましてはこういった状況ですが、それぞれ別の部分につきましては、現場等をうちの保育関係の職員が見たり、それから提案書の中でいろいろな議論をさせていただいたところですが、この選ばれた流山福祉会というのは、既に区内でも実績がある民営化園を、具体的に言うと日ノ出町保育園なのですが、そういったところで非常に保護者からも評判のいい保育サービス等を行っている、そういった実績を踏まえての提案が数多くあったと。

例えば法人A、これは安定性はよかったです。が、実は実績の部分で、病院の院内保育とかすごく小規模的な保育の実績しかなくて、やはり保育サービスの内容とかそういった提案書の具体性で差がついた、そのような中身でございます。

委員長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。桑原委員よろしいですか。

桑原委員 はい。

委員長 では、ないようですので、意見なしと認め、これより第13号議案 足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者の指定の進達についてを採択いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員挙手であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では、次に日程第6、第14号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第6、第14号議案 足立区青少年委員の委嘱について。

以上。

委員長 第14号議案は子ども家庭課長、よろしくお願いいたします。

子ども家庭課長 第14号議案でございます。お手元の資料16ページ及び17ページをごらんください。

青井小学校の通学区域内の青少年委員が退任されましたので、それに伴いまして後任の委員を委嘱してやっております。関根裕子委員でございます。経歴等につきましては記載のとおりでございますので、よろしくご承認のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

では、これより本案の審議に入ります。第14号議案について、ご質問、ご意見がございましたでしょうか。よろしいですね。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第14号議案 足立区青少年委員の委嘱についてを採択いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では、きょうの議案の最後になるでしょうか。日程第7、第15号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第7、第15号議案 区政情報の開示決定処分に対する異議申立てに係る教育委員会の決定について。

以上。

委員長 この第15号議案については、足立区教育委員会会議規則第14条の第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議にしたいと思っております。お諮りしたいと思っております。第15号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員挙手であります。よって第15号議案については非公開とさせていただきます。

庶務係長 傍聴人退席いたしました。

(第15号議案審議)

では、ここで会議の非公開を解き、傍聴人の入場を認めたいと思っております。

委員長 では、次に日程第8、教育長報告です。

青木教育長、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、資料はございませんけれども、私のほうから議会の報告、第1回の区議会定例会についてのご報告をさせていただきます。

2月21日、22日それから25日の3日間、第1回定例会の本会議が開かれました。各会派からの内容質問と一般質問が行われ、3月4日から12日まででは予算特別委員会というのが6日間に渡って行われましたので、この状況に、やりとりについて若干簡単にご報告させていただきます。

まず本会議のほうですけれども、自民党の鯨井光治議員からは、代表質問ということですが、教育次長の創設について。それから学校等の施設更新計画について、子ども子育て支援新制度について、こういった点の質問が出されました。

主な答弁でございますけれども、教育次長の創設について、ご質問の内容は、教育現場に、特に行政職が入るといふ、そういう意味ではいろいろ

と難しい面もあるのではないかと。今後職員の育成という観点も含めてどういうふうに対応していくのかという主旨のご質問だったのですけれども、教育委員会の事務局としては、学校現場には約2,600人程度の教員集団があるわけですが、これらと効率的に仕事を進めていくためには、教育委員会事務局の中でのいろいろな経験、蓄積が不可欠であり、また、学校長などによく知って、お互いに理解できる関係にあることも大切だと。したがって、管理監督者層から中堅職員との各階層において、その教育委員会の中で核となる学校教育に精通した職員の育成というものがやっぱり今後重要になってくるのだろうということで、この点については区長部局と連携を深めながら計画的に人事についての体制づくりを進めていくという主旨の答弁をさせていただいたところでございます。

それから学校等の施設更新計画については、子どもたちの数に見合った小中学校数に縮減していく点、これはこれまでも答弁をさせていただいているところでございます。

それから施設更新時期を迎えた学校施設を計画的に更新していくという、この2つを連動させることで、より円滑かつ効果的な教育環境の向上に取り組んでいくことが必要で、そのために本年の1月に足立区立小中学校の施設更新計画を策定したと。

適正規模、適正配置事業の進め方については、実施計画案を作成することだとか、統合協議会、統合地域協議会を立ち上げて議論を高めていくという、これまでのガイドラインの考え方については特に変更はないということをお答えさせていただきました。

それから、施設更新事業についても築後50年を目安に施設更新を進めていく点、それから基本的な考え方はそのとおりでございますけれども、

鉄骨造などを、今積極的に取り入れる方向で進めておりますけれども、これによって経費の縮減とか、工事期間の短縮などが可能でございますので、こういった点については今後も努めていきたいという主旨の回答をさせていただくところでございます。

それから、公明党のあかし幸子議員からは、教育次長、食物アレルギー、体罰、待機児童対策、こういった点についての質問がありました。

主な答弁ですけれども、体罰については、大阪であった部活動における体罰問題に関しては、教育委員会としても決してあってはならない問題であると考えております。現在各校に体罰の実態調査を指示しており、結果がまとまり次第、事案に即した具体的な対応法について検討してまいります。

それからスポーツ教育には、指導者の資質が大切な要因であり、資質の向上とともに意識の改革が体罰の禁止を徹底する上で重要なことであると考えている。体罰の禁止については今後とも、部活動顧問含め、全ての教職員に研修などで意識の向上を図っていく、こういった回答をさせていただいております。

それから、共産党の針谷みきお議員からは、やはり次長制、それから学校統合廃合計画、いじめ対策、それから保育の待機児童解消と保育料の値下げなどについて何点が質問が出ました。

学校統廃合についてですけれども、足立区の保有する施設総面積の約6割を占める学校施設の更新問題は、限られた財源を効果的に活用し無駄のない財政運営を進める上でも大きな課題であると。足立区全体で適正配置及び施設更新事業を計画的に推進していく重要性はさらに増している認識ということで、したがって適正規模、適正配置のガイドラインを根本的に見直す、あるいは施設更新計画を撤回する、こういった考えはないというふ

うな答弁をいたしました。

あと、統合事業の推進に当たっては、これまでどおり両校の開かれた学校づくり協議会の代表者を中心に、統合地域協議会を立ち上げて、地域や保護者の皆さんと協議を深めながら推進していくといったこと。それから各統合ごとの実施計画案で、お示ししたとおり、これまでのやり方、進め方についてはルールを変更したり削除したものでないと、こういった部分についても答弁させていただきます。

あとは民主党の長谷川たかこ議員からは、教育次長について。それからみんなの党浅古みつひさ議員からはやはり教育次長、それから適正規模・適正配置、待機児童解消アクションプラン、こういった質問をいただいております。

このほかにも一般質問では、防災教育、武道教育、部活動の外部指導者について、領土問題の教育など、いろいろな観点から質問をいただきました。

それから予算委員会のほうでございますけれども、こちらのほうは不登校対策、それからおいしい給食、待機児童、体験学習、こういった観点です。予算委員会ですので、全般的には財政とか、やはり防災に関する質問、それから生活保護の適正化についての質問などが結構多かったというように思いますけれども、それらに混ざって教育の幾つか、今申し上げたような問題もご質問をいただいたということでございます。

2月27日には文教委員会が開催されて、今後21日に子ども施策の調査特別委員会が行われて、3月27日の本会議をもって全日程が終了する、こういう日程でございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは続いて報告事項に入りたいと思います。

報告事項の 。これは中村学校適正配置担当課

長、よろしく願いいたします。

学校適正配置担当課長。

学校適正配置担当課長 それでは18ページをお開きいただけますでしょうか。

1番でございます。

千五小と五反野小、いよいよ4月に統合を迎えるということになります。

経過ですけれども、(1)に説明等の機会で2月27日に2回目の口頭弁論がございました。結審はせず、4月17日3回目の口頭弁論ということになりました。

学校関係の行事でいきますと、3月25日閉校式、それから4月8日統合新校としての開校式がございます。

新しい校歌ですけれども、(2)記載のとおりでございます。今、子どもたちが練習しております、4月の開校式にはこの校歌でスタートという形になります。

19ページでございます。今回1月に公表いたしました施設更新計画についてでございますけれども、説明の機会等、ここの記載にございますように2月12日から2月22日まで、これは各8校のそれぞれの開かれた学校づくり協議会の皆様にご説明をしてございます。その後、2月27日から3月8日まで、これも各8校の保護者への説明を実施したところでございます。

(2)の主な意見でございますけれども、小規模をあえて選んだというよさもあるということとか、学校選択制、地域からは反対だというようなご意見もございます。ただ、一方で遠方から通学している子どももいるということで、選択制も利用しているというご意見もございました。

また、新しい統合新校、どんな学校にしていくのかというコンセプトというようなものも示していただければというご意見もありました。あわせて統合地域協議会を、早目に立ち上げたらどうだ

ろうかというご意見もございます。以下は記載のとおりでございます。

今後の進め方でございますけれども、一定の学校の仕組みや子どもの数にあった仕組みと施設更新問題の課題については、一定のご理解を得られたのかなというふうに思っております。今後より具体的な実施計画案をお示しして、あるいは統合地域協議会が早期に立ち上げられるように調整していければというふうに思っております。私のほうからは以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

では、次は報告事項の 。開かれた学校づくり協議会第2回会長意見交換会実施報告について、これは高橋学校支援課長、よろしく願います。

学校支援課長、よろしく願います。

学校支援課長 資料の20ページをおあけください。開かれた学校づくり協議会第2回会長意見交換会実施報告についてです。

2月7日木曜日に実施いたしました、2回目の会長意見交換会でございますが、区の教育施設推進における重要課題を中心に協議会会長と教育委員・幹部職員と意見交換会を実施いたしました。

内容についてはご案内のとおりでございますけれども、3つの分科会に分けて、第1分科会は「学校選択制度と地域」、第2分科会は「児童・生徒の学力向上」、第3分科会は「コミュニティ・スクール」という議題をテーマに意見交換会をいたしました。

協議の概要については、別添の資料がございますので、後で参照していただければと思います。

今後の方針でございますが、協議の概要につきましては、機関紙、情報誌のインフォメーションにて、広く協議会委員に周知をまいります。

今後出席者のアンケート等を参考にしまして、意見交換会の企画充実を図ってまいります。

私のほうからは以上になります。

委員長 ありがとうございました。

では、報告事項 。放課後子ども教室です。

これは下河邊放課後子ども教室担当課長、よろしく願います。

放課後子ども教室担当課長 それでは、まず資料の24ページをおあけいただけますでしょうか。

私からは、放課後子ども教室の実施状況と平成25年度の方針についてご報告をいたします。

まず記書き以下の1の実施状況表をごらんくださいませ。二重線の中をごらんいただきますと、こちらが今年度目標としてまいりました週3日以上、2箇所以上での開催の学校数になります。トータルいたしますと、68校で、到達率は97%となります。米印のところですが、図書室につきましては68校で開催をしていただきました。

平成25年度の方針でございますけれども、大きくは事業内容の充実。安定運営の支援ということで、引き続き支援をしてみたいと考えております。この中で、特に2の安定運営の支援の(4)でございますけれども、保護者、地域への事業主旨のPRということで、25年度は少し重点的に取り組んでまいりたいと思います。

学校の開催日が拡大してまいりますと、いろいろなご意見ですとか、ご要望ですとかそういったものが多くなってまいりますので、改めて主旨をPRをしてみたいと思うところがございます。

今後の方針としましては、平成25年度末の目標であります週5日以上、2箇所以上での開催に向けて、実行委員会・学校との協議を継続し、遊び・学びの場の機会の充実に努めてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告事項がちょっと続きますけれども、次の調査委員会設置、 の教育管理職異動内示、

の学校事故、これは、宮澤教育指導室長、よろしく願いいたします。

教育指導室長 それでは、25ページをお開きください。

まず足立区いじめに関する調査委員会設置についてでございます。こちら平成22年10月25日に区内在籍の中学3年生生徒が、自宅において自殺するという事案が発生しました。この後、保護者からは自殺のことを伏せていじめの事実を調査してほしいという依頼がありました。その中で調査をしてきた結果、23年1月19日に報告書が学校から教育委員会に出ました。これを受けまして、1月21日報告書の写しを持参し、両親にいじめの事実はあったという報告を行いました。区としては自殺はありました。いじめもありました。でも、因果関係は不明ですという説明をさせていただきます。

その後、平成24年7月区民の声を通じて保護者から第三者機関による再調査を依頼するという形で声を寄せられました。これを受けまして、区として第三者による調査委員会、いじめに関する調査委員会を設置することいたしました。

平成25年2月28日、本会議で「足立区いじめに関する調査委員会設置条例」が可決されたというものでございます。

今後の方針でございます。調査委員会は、区長部局に設置するということになっています。調査委員会につきましては、保護者と協議しながら進めて決定していく。その調査内容につきましては、調査委員会に委ねることとなっております。

では続きまして、26ページをおあけください。25年4月1日付教育管理職異動内示についてでございます。こちら内容のところ表がございませぬ。上の表が小学校、下が中学校となっております。上から再任用、校長が5名、これが退職された校長先生が引き続きということ。内転5名、

区内で校長間の異動です。あとは3つ目が、昇任の内転、さらには区外からの転入、区外から現の校長が転入。統括校長継続ということになっておりまして、校長の異動に関しましては19名ということ。同じく副校長、小学校は18名ということ。中学校も同じような並びで16名がこの異動の内示、副校長10名ということ。

ここで特徴的なところは、区内の昇任、校長で小学校校長で言いますと、上から3つ目の5名、副校長が8名、中学校のほうは1名ですが、副校長3名ということで、ほかの区から転入とか昇任よりも区内で上がってきているというところがかなりふえてきているというところでございます。

また逆に課題は中学校の校長です。現在中学校長になる資格をもっている者が少のうございますので、この辺で新たに人材発掘というところが課題となっております。

今後の方針です。異動対象者には3月11日に連絡をとりました。内示は本人どまりということでございます。4月1日に辞令伝達、交付を行うという流れでございます。

続きまして、27ページをごらんください。学校事故報告でございます。2月分です。今回は学校事故としまして6件。全て小学校のものでございます。

事故の内容でございますが、まず交通事故。こちらは信号のほうの横断歩道ですね。飛び出して、徐行車、ゆっくり来たトラックと接触して捻挫したというものです。

(2)授業中のものでは、蓮池の泥を取り除く作業で、池に落ちて手首を打って骨折というものでございます。

3番目の休憩時間、放課後、登・下校というところでは、ア、イ、ウ、エと4件ございますが、まずはバドミントンで足が滑って転んだ。顎の裂傷。イに関しましては鬼ごっこをしているときに

追いかけていた子どもが鉄棒に歯をぶつけて破折。ウに関しましては、一本背負いのような技をかけて顔を床に強打したということです。歯の亜脱臼です。エは給食の後、歯磨きをしていたときに誤って歯ブラシで口の中を突いてしまったということで3針。いずれも怪我に関しましては、今は元気に通学しておるという報告を受けております。

3番、事故防止の指導でございますが、やはりこの後、年度が変わってきます。再度、交通事故についても徹底した指導を行うよう指導してまいります。

授業中につきましては、施設、用具の安全点検、これは再度点検、そして補修が必要であればすぐ直すということを学校に伝えてまいります。

さらに(3)休憩、放課後、教員の監視体制です。これを計画をしてきちっと行うということで安全体制の確認を行うよう指示してまいります。

今後の方針でございますが、年度末・年度初めということでちょっとこの卒業生などが浮かれた気持ちになってまいりますので、この辺は校長会でも周知したところでございます。今後とも家庭・地域・関係機関と連携して事故の未然防止に努めてまいるといってございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続けてまた報告事項を進めていきたいと思えます。では報告事項、 、 、これについてを永井子ども家庭課長、よろしく申し上げます。

子ども家庭課長 初めに、子ども・子育て支援新制度の概要について、29ページをごらんいただきたいと思えます。ご報告させていただきます。

昨年の8月に「子ども・子育て関連3法」が成立いたしました。これによりまして27年度から本稼働するという制度でございます。

昨年の秋ぐらいから徐々に新制度の概要が報告されているところでございますが、添付資料の

「子ども・子育て支援新制度 おしえて!」という、こちらをご参考いただければと思えます。簡単に概略をご報告させていただきます。

新制度の取り組み内容、柱が3本ございます。まず1点目が、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な成長というところでございます、具体的には認定こども園の普及を進めるところでございます。また、2点目が待機児童の解消及び多様な保育ニーズへの対応ということでございます。

こちらが、実際に一つ一つが大きな対応策、対応内容となっております。

まず保育ニーズ、ニーズ調査を全国的に実施するという点。またニーズ調査の分析結果を反映して子ども・子育て支援計画を作成するという点でございます。また、これに合わせまして、認定こども園、保育所など計画的に整備するという点でございます。またさらに、子どものための保育・教育の施設及びサービスについての新たな給付制度が新設されます。

1点は施設型給付といたしまして、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設に対して運営費などの給付、利用料などの一括収納などの仕組みが新たに創設されます。

また、地域型保育給付といたしまして、認可外保育所などの保育サービスについての給付制度が確立するという点でございます。

また、こちらの4点目でございますが、保育並びに教育を必要とする子どもたち全てに対して、認定証を交付するという認定事務が入ります。3歳以上の保育を利用しない、いわゆる今幼稚園にお通いになっているようなお子さん、そして3歳以上の保育を利用するお子さん、3歳未満の保育を利用するお子さん、こちらについて認定がされるということでございます。

これにつき、また、保育の利用、幼稚園などの

教育の利用について総合的にサービスの利用調整などをするという仕事がございます。

また大きな3点目でございますが、地域の子育ての一層の充実を図るための取り組みということが、3つの柱の3本目の柱でございます。子育て相談、一時預かり、また学童保育などの拡充及び財政支援の強化というふうになっております。

新制度実施に向けたスケジュールでございますが、25年度はニーズ調査、そして子ども子育て会議地方版というものの設置ということがなされております。26年度には、同事業計画の策定、そして保育の必要性の認定というところでございます。27年度、これは消費税が10%に引き上げられることが前提となっておりますが、27年度から本格施行ということになっております。

そのほか参照資料としましては、次のページをごらんいただきたいと思っております。

続きまして、33ページをおあけください。保育所入所不承諾処分に対する異議申立ての受理についてでございます。

異議申立ては2月8日に、保育所の入所の不承諾の通知をお出ししたところでございますが、この不承諾処分について処分の取り消しを求める異議申立てがなされました。

通常ですと、個々に出されるところでございますが、22件というところで、集団で提出されましたのでご報告をさせていただきます。また、異議申立てと同時に区長あてに要望書が提出されております。「0歳から5歳までの認可保育園の抜本的な増設」、「地域ごとの待機児童数を正確に把握し対策を講じること」、「認証保育所や小規模、保育ママなどの保育サービスのすみやかな整備」などの対策を求める要望書が出されたところでございます。

不承諾状況以降につきましては、記載のとおりでございます。現在のところ、こちらの処分庁は

保育課でございますので、私ども子ども家庭課のほうで異議申立ての内容につきまして再審査していくところでございます。22件、さらに1件追加がございますので合計23件と大変多い件数でございます。事務に誤りのないように慎重に審議して精査しているところでございますが、4月もしくは5月の教育委員会での議決を目指して事務事業を進めているところでございます。

また、待機児童解消につきましては、アクションプランのとおり、今後も利用施設整備を進めているところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思っております。子育て支援パスポート事業の変更についてでございます。

これは平成19年度から子育て支援パスポート事業と称しまして、区内の商店街等の協賛店の方にご協力いただきまして義務教育修了までのお子さん及び妊婦の方について協賛店による割引サービスなどを提供しているものでございます。これにつきまして、3年に一度見直しをしているところでございますが、昨年の夏に利用者及び協賛店の方へのアンケートをいたしました。

子育て世帯に対して制度の周知はされているものの、利用が少ないこと。また、協賛店の方については8割以上が利用者が全くいないか月に2、3件程度ということでございました。

また一律5%割引というのが基本的なご負担なのですが、店舗によっては、一律5%割引ではなくて独自のサービスを実質導入しているということがございました。ただ、利用者の方、協賛店ともに、このサービスの継続意向は高かったもので、今回見直しをさせていただきました。

見直しの内容は2点ございます。まず、サービス内容でございますが、現実に即して協賛店の方が提供可能な独自の割引・優待のサービスとさせていただきます。5%に限らず、例えば入会金の

割引ですとか、ポイントアップ制度ですとか、プレゼントサービスなども入ってございます。また、子育てパスポート、今まで全対象世帯への個別配付を郵送でしておりましたが、個別配付をやめて、まず有効期間を廃止することと、現在のパスポートを6月30日まで使っていただき、その間に更新の手続きをしていただくというふうにお話しさせていただきますました。

今後はこの目的でございますが、経済的支援というよりは、町ぐるみでの子育て支援のイメージアップ、そして赤ちゃん休憩室など関連事業との相乗効果をねらいながら協賛店の拡充と利用促進を努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では次に、報告事項、待機児童解消アクションプランの進捗状況について。これは鳥山保育計画課長、よろしくお願いたします。

保育計画課長 35ページをお開きください。アクションプランの進捗状況2月末現在のものがございます。変化がありましたところについてのみ、ご報告をいたします。

まず家庭福祉員でございますが、第2期で認定しました3名の家庭福祉員のうち1名開設時期が未定でございました。この方につきましては、4月1日開設ということで今準備を進めております。また、第2期で募集していただいて認定が遅れておりました家庭福祉員1名、今回第3期で認定となりまして、この方につきましても4月1日開設ということで現在進めております。

ということで、39名、先月に比べまして受け入れ児童数は39名、4名の増ということになっています。

ちなみに家庭福祉員26名の予定でございましたけれども、21名ということで5名少ない形での認定となりました。

続いて、小規模保育室でございます。2室につきまして、3月1日開設ということで進めてまいりましたけれども、びっころきっず新田につきましては、工事のほう若干遅れまして、3月1日の開設ができず、4月1日にずれ込んでおります。1日の開設に向けて今、子どもの受け入れを含めて準備を進めているところでございます。

次に私立の認定こども園でございます。これにつきましては、入谷地区で1園定員40名で、ことしの4月にこども園開設ということで現在東京都に進達中でございます。

以上でございます。

進捗状況につきましては、一番下にございますけれども、591に対して、506ということで、達成率85.6%というところまでやってまいりました。

2番で保育関連情報の提供につきましては、記載のとおりでございます。

今後の施設整備及びソフト面でのPR等を含めてやることによって、待機児童の解消につないでいきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では次に、ギャラクシティリニューアルオープンについて。これは大谷青少年課長、よろしくお願いたします。

大谷青少年課長 報告資料36ページ、37ページをごらんください。

件名は記載のとおりでございます。

4月1日にギャラクシティがリニューアルオープンいたします。開館時間等は記載のとおりでございます。どのような事業をやっていくか、事業内容でございますが、ギャラクシティはこども未来創造館と西新井文化ホールを合わせた施設でございます。まずは、こども未来創造館で行われる事業でございます。

科学分野のプログラム、そして運動のプログラム、そして幼児・親子向けプログラム、これらを柱として行ってまいります。いずれも興味を持つようなきっかけとなる基礎的なものから専門的なものまで幅広いメニューを用意しております。いろいろな方のニーズに応えていきたいと考えております。

合わせまして、アウトリーチに力を入れてまいります。モバイルプラネタリウム 持ち運びができるプラネタリウムを使って、今までの施設のPRをしてきました。オープン後もそれを使いながら、積極的に施設外に出ていきたいと考えております。

西新井文化ホールでございますが、子どもが本物を楽しめるプログラムを行ってまいります。

37ページをごらんください。オープニングイベントでございます。3月30日、31日の2日間、リニューアルに先立ちましてオープニングイベントを行ってまいります。内容は記載のとおりでございます。

4月以降にギャラクシティで実際に行われるプログラム、それを楽しんでもらい、施設への期待感を高めていきたいと考えております。

3番目、内覧会でございます。記載のとおり3回に分けて内覧会を実施してまいります。

最後になりますが、ロゴでございます。子どもたちが実際に作成にかかわった施設のオリジナルロゴを作成いたしました。1枚おめくりいただき、39ページをごらんいただきたいと思っております。カラーの資料がございます。ギャラクシティは銀河をイメージしております。こども未来創造館は発見とか驚きをイメージしております。西新井文化ホールは音楽をイメージしております。よく見ていただくと、マークの中、いろいろなキャラクターが書かれてございます。これらは子どもたちが実際に考えたへんてこりん星に住む生き物でござ

います。この生き物はロゴだけではなくて、館内のサイン等にもいろいろ使っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

最後に、追加の報告事項1件ございます。席上配付ということで、平成24年度はばたき塾の実施結果についてです。この内容については宮澤教育指導室長、よろしくお願いたします。

教育指導室長 では、別途配付されております追加報告資料をごらんください。

平成24年度足立はばたき塾の実施結果についてでございます。

この平成25年2月16日土曜日をもって、24年度生の授業が全て終了いたしました。4月の学力診断、入塾テストの結果と比べますと、かなり生徒たちが成長したということが確認できましたので、ご報告をさせていただきます。

塾生の進学先が表になっております。こちらに進学指導重点校から中高一貫校、こちらが独自問題をつくっている都立の中でも難関校というところがございます。その他というところでは、共通問題の都立高校などが含まれております。

100人全員進路が決まったということでございます。

1つ下の表でございますが、こちらはクラスごとの参考偏差値の上昇ということですが、西新井1組、これがこのはばたき塾の中で一番トップのクラスですが、平均して6.7偏差値が上昇しました。以下千住1組、西新井2組、千住2組とありますが、一番上昇したのがこの千住2組というところで、頑張りが数値としても表れたということです。

このように子どもたちの進路、また自己実現、これにつきまして教育委員会としても支援ができたのではないかと感じております。また、利用者

の声、下のアンケートからの抜粋でございますが、受講生からも楽しくまた勉強したいというようなご意見、あるいは保護者からも何より勉強が楽しくなってきたということが子どもにとってうれしそうであったというようなことで感謝する声がほとんどでございました。

今後の方針でございますが、平成24年度の事業者評価を実施した上で、25年度の契約を締結するというところでございます。また、今後事業者との連絡を密にして、学校との連携を深めるような説明会、意見交換も行うということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。1から12の報告事項がありました。今までの説明、報告事項の内容の説明について各委員からご質問、ご意見がありましたら、ご発言お願いいたします。

何かございますか。

桑原委員どうぞ。

桑原委員 質問ではないのですが、報告事項のページでいうと18ページになります。すみません19ページです。

新しく統廃合の関係のところのPTAの方にちょっと言われましたので、質問というよりはご意見なのですけれども、ここにも書いてありますが、早目に統合地域協議会を開いていただきたいということでした。いろいろなことを区のほうに聞いてみたいし、申し上げたいこともあるので、早目をお願いしますということをお伝えしておきます。

委員長 担当課長よろしく申し上げます。

学校適正配置担当課長 まさにそういったご意見、直接の統合の反対という言葉はございませんでした。ですので、どういった統合校をつくるのか、あるいはどうしたいのかというところを話をしていきたいというご意見もございましたので、そう

いった情報も含めて、実施計画案を早々にまとめながらその内容を、できますれば6月ぐらいに学校説明会がございますので、その前ぐらいにはお示しできるような形で準備を進めていければと思います。ただ、統合地域協議会はすぐに立ちあがるということはなかなか厳しい状況ですので、まずはその前段でお互いに同じ場で話し合うところを調整しながら進めてまいればというふうに考えてございます。

委員長 桑原委員、よろしいですか。

桑原委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

花岡委員 では18ページ、今のところですが、口頭弁論の件で、第3回は4月ということなのですが、今後の影響というはあるのかどうか。

委員長 学校適正配置担当課長、よろしく願いします。

学校適正配置担当課長 基本的に裁判結果についてはまだ出ておりませんので、私どもの手続としては、条例を改正いたしましたし、適正を進めている判断をしてございまして、閉校式それから開校式、これは予定どおり進めてまいるという内容でございます。

また裁判については、いつ結審するかはちょっと私どもは判断できない状況にございます。ただ少なくとも、3月という原告のご要望がありましたけれども、それが次回4月に延びましたので、早くてもその次の第4回ぐらいに結審がというような見込みが立つかどうか、これも3回の状況を見ながらまた判断するのかなというところでございます。

委員長 花岡委員。

花岡委員 もう1つ、19ページに関係小・中学校での主な意見等の中に学校を選択した後の計画の公表であり、転校等を検討してほしいという要望があるわけですが、今までこういう例があるの

かどうか。

委員長 学校適正配置担当課長。

学校適正配置担当課長 従前に、ほかの事例、例えば本木の統合の事例等も3月に公表というような時期でしたので、選択した後の公表になりましたので、転校等が希望すれば対応はするということもお話をしてございます。

ただ現実にもそういった形で出てきたというのは極めて少数の申し出かなと思ってございますので、基本的にはその流れはないということもないという状態だというふうに認識してございます。

委員長 ありがとうございます。花岡委員、何かご意見ございますか。

花岡委員 いいえ。

委員長 これは教育委員会のほうでまた議論していく必要があるのかなと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

桑原委員 どうぞ。

桑原委員 33ページの保育所入所不承諾処分に対する異議申立ての受理について。

今、都議会のほうでも認可保育園についてはいろいろと言われているみたいですし、そういった影響みたいなものがあるのかどうかということと、あともう一つ、マスコミ報道だと杉並区はふやしたと。足立区はふやさないという論調できているので、その辺本当はどうなのかなというところをお聞きしたいです。

委員長 子ども家庭部長、よろしく申し上げます。

子ども家庭部長 ちょうど委員今お話のとおり、杉並区でやはり集団でといたしますか、異議申立てが2月末に行われました。その後に、足立区でも不承諾の件数が多い中で、ある地域の親御さんたちがやはり集団で異議申立てされました。それが今回ご報告させていただいたんですけれども、足立区での方向でございまして、これまでも区では認可保育園と認可外の保育施設、これを組み合わ

せた形で保育需要に応じて保育サービスを提供するという形で進めてきました。これは現在も方向としては、考え方としては変わってございません。今年度24年度でございますが、4月1日開設に向けて、必要な地域に認可保育園を3箇所ふやす、開設をするということで間もなく来月1日にはオープンする方向でございまして。そのほか認可外保育施設、東京都認証保育所、小規模保育施設、あと保育ママ、こういった認可外のサービスについてはその需要に応じてこちらのほうで認可外に入れなかった方々に、今現在きめ細かく情報提供、ご説明をして選択をしていただけるような情報提供をして対応をさせていただいているところでございます。

なお、冒頭に東京都というふうなご意見がございましたが、先日知事のご意見が載っておりました。都のほうでも認可保育園を中心に進めていくのではないというふうになったと思います。東京都認証保育所など合わせて進めていくというような方向性が述べられましたけれども、足立区でもほぼ同じような方向で取り組んでいくものでございます。

以上でございます。

委員長 桑原委員、よろしいですか。

桑原委員 影響というかマスコミ報道の本当のところとか、杉並区はふやしたようなのですが、教育長 比較の認可率とか、その年齢に対して認可の定員がどのくらいあるかという、その割合です。その平均が大体足立区は23区の平均とほぼ同じくらい。杉並はそれよりも低いのです。言いようによっては足立区なり23区の水準に追いつこうとしているというのは恐らくは今の杉並の状況かなと思うのです。近隣でいくと、足立区よりも高いところも確かにあります。それから足立区よりも低いところもあります。平均値で見ると、大体23区の平均と足立区の割合というのは、

ほぼ同じぐらいです。

子ども家庭部長 ご説明漏れがございました。よろしいですか。

委員長 どうぞ。

子ども家庭部長 杉並区では団体に異議申立てをした後に、杉並区の区長のほうからこれを契機に保育転入をふやすと、140ほどふやすというふうな報道だったかと思うのですが、これについて足立区はどうかというご質問、マスコミのほうからも受けているのですが、杉並区で対応する140というのは、いわゆる弾力化によって対応する数のことです。足立区では、それではどうかということ、毎年募集定員数のほかに毎年弾力化で公私立保育園のほうで受け入れる、募集定員以外の数を設けてございます。それは外には公表はしていないのですが、今年度も100弱の弾力化の数を確保して、申し込みに対してそこに充てている状況でございますので、140と100弱が若干は違いますが、足立区のほうでもそういった対応は今年度も行っておりました。

委員長 桑原委員、よろしいですか。

桑原委員 やっているということですね。

子ども家庭部長 はい。

桑原委員 報道だと、杉並区はふやしているのに足立区は何もしていないみたいな報道のされ方なので、ちょっと嫌だなと思ったので。

委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

では、なければ僕のほうから。これは報告事項のです。開かれた学校づくり協議会の会長意見交換会。これは3人の教育委員、分科会ごとに出たわけですが、私は第1分科会の学校選択制度と地域に出ました。これまで教育委員会の協議会の会議の中でも足立区の学校選択制を導入してからもう10年くらい経っているという中で、

そろそろ学校選択制の総括、検証をしながら何か問題があれば対応するなり、制度自体に大きな問題があれば、その制度自体を見直す必要があるのかなという議論はしてきたのですが、第1分科会の学校選択制に関わっては、多分会長さんまたは代理の方がほとんど参加されて、いろいろ意見を述べておられたのですけれども、21ページに書かれているとおり、小学校、中学校に対する学校選択制についてはかなり認識の違い、評価の違いがあって、中学校については学校選択制は問題だという方はいらっしゃらなかったのですけれども、小学校については、この21ページに書いてあるように、かなりいろいろな地域の状況を踏まえながらやっぱり学校選択制についてある部分手直しも必要ではないかというようなこと、またその前提となるもう少し小学校の学校選択制における今までは保護者へのアンケートが中心で、その保護者アンケートでは8割以上、学校選択制を継続してほしいというふうな意向だけでも、ただその保護者アンケートではすくえない学校選択制のさまざまな問題もあるということを実感しているので、そういうふうな学校選択制の問題をもう少し丁寧にすくい上げるようなアンケート調査などもきちっと実施して、そうしたデータに基づいて小学校における学校選択制については少しいろいろ議論をしていただけないかという意見がかなりの参加者からあったように思いました。

やはりそうしたことを僕自身この分科会で伺っていて、10年も経っていますので、少しこの辺については教育委員会としてもそろそろ何らかのアクションを起こす時期にきているのかなというようなことをすごく感じました。この点については今後どう進めていけばいいのかというのを少しお伺いしたいのです。

どうぞ、学務課長。

学務課長 当日、私が学校選択制度の司会をやら

せていただきまして、当日ご出席の23名の方、全員から少なくとも一言ずつはご意見をちょうだいしたところでございます。当分その23名から出た意見につきまして協議会の中でいろいろと討議をしていただいて、それを踏まえてその後の方向性なりをご審議いただければと考えております。委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

教育長 これは今までの委員協議会の中で何回か意見交換という議論をしたわけなのですが、確かに今回のアンケート上、たまたま開かれの協議会の場でもってとったということなので、必要であれば現役のそれぞれの当事者というか、ここからは既にとっているんで、委員長ご指摘のとおり86%ぐらいの賛成というふうなことのようなんですけれども、ほかの、例えば地域であるとか、どういうアンケート対象にしたらいいかも含めて、事務方で案をつくってみて、それに基づいてもう少し広い範囲の意向をしっかりとった上で、また委員協議会の場などで議論するという形で考えたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

花岡委員 はい。

委員長 どうぞ。

花岡委員 幾つかあるのですが、24ページ。放課後子ども教室の実施状況ですが、目標として全校で週3日以上かつ2箇所以上ということで、それが達成されていないと困る。幾つかあると思うのですが、その理由、課題は何なのか教えていただければ。当初は1校だけやらなかった学校もあったというような話は聞きましたけれども、その辺のところもどうなのかお聞きしたいなと思います。

委員長 下河邊担当課長、お願いします。

放課後子ども教室担当課長 24年度につきまし

ては、3日最低ラインというところで、拡大に取り組んでまいりました。同じく25年3月現在、今の5日開催につきましては48校でございます。もしくは68%ぐらいになっております。

24年度につきましても、まだ3日開催できていないところの支援をしながら、4日というところにつきましても5日に拡大になるように実行委員会などと協議をして進めてまいりました。一番の拡大できない原因としましては、再三申し上げておりますとおり、スタッフさんの不足というところがございます。ただ公社の「ときめき」ですとか、そういったところで募集をしたりですとか、最近は実行委員会がすごく真剣に取り組んでいただいております、年間新しい方で300名ほど登録をしていただいておりますので、この辺でも徐々にふえていっているような実感もっております。

この辺と、あとは低学年を実施する場合に待機場所というのがございまして、これが学校施設の関係がございまして、また実行委員会が慎重に進めたいというお考えのところもございまして、こういった複合的な原因がございまして、この辺もご相談をさせていただきながらも、根気強く25年度取り組んでまいりたいと思います。

委員長 花岡委員。

花岡委員 要するに、反対だとかということではない。

放課後子ども教室担当課長 学校につきましては反対というところは今は全くございません。

実行委員会の方、また地域のさまざまな事情で慎重に進めたいというような実行委員会はございません。

委員長 よろしいですか。

花岡委員 いや、次にいいですか。

委員長 どうぞ。

花岡委員 25、26の下のほうですが、いじめ

のほうのこの設置はいつごろになるのか。それから管理職の内示についてですが、先ほど数名ありましたけれども、小学校のほうの昇任が少なく外部から来ているという、足立区を知っているのかどうか。それは言えないかもしれないけれども、そういう事情があるのかどうか。待機しているのがないということだけなのかどうか。中学校6人というのはちょっと多いなど。

それから27ページの事故の件ですが、この授業時、蓮池の跡地の泥を取り除く。これは授業中というのは何か？ 何でこんな蓮池の泥をやっているのかなというのが見えないのですが。

委員長 調査委員会の設置にかかわって、少し僕のほうからちょっと追加の質問なのですが、当日記者会見の後、新聞、テレビ、かなり大規模な報道をされまして、僕のほうにも幾つかの新聞記者から教育委員会改革とこの話をくっつけて取材もあったのですが、この調査委員会については何も話はしませんでした。ただ新聞、テレビでかなり大規模に自殺というふうな内容も報道されているので、足立区の児童・生徒に対する影響というか、そういうこともすごく心配しているのですが、そういう学校現場とか子どもの何かリアクションみたいなことで何か懸念するようなことがもしも起きているのであれば、そういう状況も少し教えていただきながら、調査委員会の設置等々に関わって追加のご説明をいただきたいのですが。

教育指導室長、よろしくをお願いします。

教育指導室長 まずこの調査委員会の設置の時期でございますが、今、委員さんに立ち上げを相談しているところでございまして、今月末から4月上旬には設置したいというように聞いております。設置できましたら2、3カ月後に一応結論を出していただきたいというように考えております。

また、小川委員長からご質問がありました学校

への影響ということでございますが、ほとんど学校への取材等はありません。電話が当日あったというふうには聞いておりますが、翌日以降子どもへの影響はないということで伺っております。一応その学校にも何かあったときの対応ということで、スクールカウンセラーとかの措置はすぐに向けるような体制は整えておるところでございます。

続きまして、この内示のところでございますが、今、校長、副校長になるところはかなりの人数が出てきておるのですが、校長にということでは少のうございます。その結果、区外から6名ということです。中には足立区で教員をやったという経験があるも者もおりますが、全員ということではないのが実情でございます。そこで、他区から新しく足立に来ていた横転といいますか、他区からおいでいただいた先生には、また足立区の教育政策等について説明する機会を設けたいと、このように思っております。

あと学校事故。この蓮池ですが、こちらは池でピオトープをつくる学習をしていたということで、理科あるいは総合的な学習の時間というところでございます。小学校6年生ということです。クラスみんなでピオトープづくりを学習していたという報告に至っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

教育長 ちょっと補足というか……。

委員長 どうぞ。

教育長 いじめ調査なのですが、今回基本的には本人とか学校とか特定されないようにということの配慮をし、報道機関にもその旨をご説明をしながら、かつ記者会見も区長、それから委員長、我々とその後先方の弁護士さん、またその後にはフォローアップで私たちという都合3回、両当事者の口からの直接の記者会見ということはありませんので、ある程度記者たちのほうには状況

というか、全体の状況はご理解いただいたのかなという気がします。第三者委員会を設置したという、こういうことですので、どちらかというところからという感じなのかなということで、マスク関係者はこれからの推移を静観するというふうな形で受けとめていただいているのではないかと。そういう意味では今のところ大きく混乱するというようなことはないので、速やかに第三者委員会が設置されて、きちんとした調査が行われるよう、我々もそれを願っています。

委員長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

きょうの報告に直接関係ないのですが、2月14日に私と花岡委員で認定保育園と小規模保育園、あと保育ママ、グループ、保育室等々視察させていただいたんですけれども、認可保育園以外にこういう多様な保育サービスがいろいろな形で整備されていくということについて、すごく実際にそういう場とか、保育士さん等々ともお話できて非常にある部分、そういうきめ細やかなサービス提供の必要性とその意義みたいなこともすごく感じて、非常に勉強になったのです。もう一方で、幾つかこういうことはどうなのだろうかということも少し感じましたので、その辺も教えていただきたいということで、少しよろしいでしょうか。

1つ懸念したのは、認証保育園のA型で大規模なたんぼ保育園1箇所を見せていただいたのですが、ここは普通の3階建ての民家を活用してやっている保育所で、その3階に3歳から5歳児を一括してそこで保育しているということなのです。3階建てというのは従来の認可保育園、昔の保育園の設置基準からいうと、恐らく3階建ての保育園というのは認められてなかったと思うのですが、その小さい子ども、3歳から5歳児の子どもが3階建ての所で保育を受けていると

というのが、例えばいろいろな災害とか地震等々のときに大丈夫かなとすごく感じたのですけれども、そのあたりはほかの認証保育園以外でこういう3階建てとか何かというふうな所でやっているようなところはほかにたんぼ以外にあるのかどうか。あと、こうした問題についてはどういうふうに区として指導をしているのかなというのを少し感じました。

それとあと、5歳児を受け入れている認可外の保育所はやっぱり5歳児の子どもは非常に人数は少ないのですよね。恐らくほかの認可保育園なんかでは、もっと5歳児というのは集団生活の中で生活して小学校との連携等々で、小学校に入学する上でのいろいろな準備をそういう集団生活の中で身につけたり学んだりしていると思うのですが、こういう認可外の認証とかの所で5歳児を受け入れているところは恐らく少人数のことをやっているの、やっぱり認可の集団生活の中で、その5歳児の保育を受けた子と、こういう少人数の所で保育を受けた5歳児というのは、かなり小学校のレディネスというか小学校教育の準備とか、そういう点ではかなりハンディキャップを負うのだらうなということを感じました。こういう小規模の保育所で、そういう少人数の中の5歳児の保育指導というのは、そういう意味ではもう少し意図的な集団生活なんかの準備をできるような何らかの工夫も必要なのかなということをいろいろ見て少し感じました。

あと、認証保育園のB型ですか。パンピでしたか、普通の家庭のところで行っている。あそこは認可保育園と比べるといろいろな意味でハンデがあります。例えば、3歳児以上の保育園に入園する場合でも、その入ってこられた方も機会があればどんどん外の認可保育園が何かに移動する方もいらっしゃるし、またゼロ歳児についても、最初うちのほうに申請を出していた人が、やっぱり認

認可保育園が決まったということでどんどん抜けて、今年度定員が集まらないというふうなことがあります。きめ細やかな保育サービスという形でつくっているのですけれども、やっぱりいろいろなハードを背負っているのです、認可保育園との競争の中ではどんどん途中でも抜けていくということなので、非常に経営上いろいろな心配事があるみたいなこともお話をされていて。ですからそういう認証保育園に申請した人については認可保育園には申請しないようにできないかと、そういうことまで責任者の方がおっしゃっていたのですけれども、その辺のところもなかなか少し難しい経営もあるのだなとすごく学びました。

あと、小規模保育室等々については非常にきめ細やかな保育ニーズに対応できる。この前行ったところ、どこでしたか、西新井の。そういうところは時間を区切って、きめ細やかな保育ニーズに対応できるという点で非常にいいのですけれども、もう一方では集団生活とか、集団的な保育の中で学べることもあるので、そういう施設では、集団保育のよさというのがなかなかつくれない面もあるのかなと。非常にいい面とそういう危惧するようなことも少し幾つか2月14日の保育の視察で感じてきました。

何か、区のほうで対応があれば教えていただきたいのですけれども。

保育計画課長 認証A型の3階建ての件でございますけれども、ほかにも何園がございます。たんぼぼさんともう1園、やっていた園がございます。あとちょっと記憶なのですけれども、認可園でも私立で1園あったような記憶はございます。

それからあの災害時というか、防災御関係等の問題ですけれども、基本的に施設を設置する場合には、二方向避難ができることというのが基準になって、それに基づいて認められた施設ということになっております。

それから、訓練については認可園と同じように毎年1回必ず訓練するというのでやってございます。その中で、こういう関係で何か災害が起きた場合でも、安全に子どもたちを避難させるという体制はつくってございます。

委員長 保育課長、どうぞ。

保育課長 今の件でいいですか。

委員長 どうぞ。

保育課長 3階建てということなのですが、認可の場合も児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で保育所の項がございまして、3階建ての場合ですと、2階建ての部分、3階に保育室がある場合は、2階建ての場合に加えて、例えばカーテンや敷物を、可燃性のものについては防災処理がきちっとできているようにとか、あとは防災の関係の区画割りがきちっとしていなければいけないとか、保育所の壁は天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていることというような条件をつけることによって3階以上も、国の基準でも

認可の場合ですが、オーケーということがございますので、3階以上の保育室というのは現にあり得ます。

委員長 なるほど。ありがとうございました。

どうぞ、保育計画課長。

保育計画課長 5歳児の問題でございますけれども、現在A型で17園で5歳児のお子さんをお受けしております。そのうち170名ほどが実際に入っているらしいです。多いところでは8名とか、7名、少ないところでは1名というような園もございます。実際、そういった少ないところの園では縦割り保育をしているというのが現状でございます。

また、近隣の保育園ですとか、小学校との連携の中で子どもが行き来しながら5歳のお子さんの集団的な保育、集団への移行というのを考えている。連携しながらやっているというのが現状でござ

ざいます。

また、この件については異議申立てを行った代表者の方と懇談会をする機会があったのですが、そこでも同じようなご指摘をいただいております。今、幼児教育推進担当係長のほうと、こういった形で来年度やっていったらいいかというような話は詰めているところでございまして、また5歳児プログラム等につきましては、研修の場において、こういった認証保育所の保育士も一緒にやって研修を受けていただいて、保育園の中で反映できるものはしていくという体制は整えて臨んでいるところでございます。

あと、小規模保育室の関係で、認証B型ですね。認証B型の関係でいきますと、認証B型だけというのはなかなか難しいので、今委員長がおっしゃられたことというのはなかなか難しいというふうに思っております。

あと認証B型につきましては、この新制度のもとでは、家庭的保育のほうに入れられる、施設型ではなくて地域保育型のほうに入る形になる予定でございまして、より家庭的な雰囲気の中で少人数の中でお子さんを保育していくという環境になるというふうには考えております。ですので、今後、国のほうがどういった制度設計を出してくるかによりますけれども、そういった新制度のほうに向かってB型ですとか小規模、家庭福祉員については制度を設計していくというか、整えていくという形になるかと、今現時点では考えております。

委員長 ありがとうございます。

花岡委員、何かございますか。

子ども家庭部長 済みません、補足をよろしいでしょうか。

委員長 子ども家庭部長。

子ども家庭部長 今の最初のご質問で、今認証圏で3階建てのところは実際区内に何箇所かあるこ

とは事実でございます。私はこの5年間、認証保育所というのは東京都のほうに区のほうで推薦をやるという形になっているのです。都の制度ではあるのですが、区のほうはまずは審査し推薦する。毎年1年ないし2年、区内で整理してございますが、この5年間で少なくとも2階以上というところはなかったと記憶しております。

特に東日本大震災があった以降、審査の側も我々もかなりそういうところについては神経をつかってございますので、3階ということは今後恐らくですが、ないのではないかなというふうに思っているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

教育長 今のその認証保育所の3階建てというのは国の設置基準というか、それを準用しているという考え方です。

だからそういう意味では、さっき言った耐火づくりのどうのこうのとかというのは現の3階建ての認証保育所も施設的にはクリアしているということで理解としてはいいわけですか。

委員長 どうぞ。保育計画課長。

保育計画課長 基本的に保育士の基準については、都独自でございませけれども、ほかの施設面については認可園の基準をそのまま適応してきているというのが認証保育施設、保育所でございますので、今ご指摘の部分は認可と同じ考え方で作られているというふうに思っております。

委員長 青木教育長、よろしいですか。

教育長 はい。

委員長 何かありますか。いいですか。ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

では、なければこれで報告事項についての質疑応答、意見交換を終わりたいと思います。

ほかに事務局のほうから何かないですか。

事務局 お手元のこの15号議案の資料についま

しては、机の上に置いてお戻りください。お願いいたします。

委員長 ではないようですので、以上をもちまして、第3回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時5分閉会